

感染対策マニュアル

Ver. 20180219

平成30年2月
沖縄県立看護大学

感染対策マニュアル目次

I 総則

1. 目的・対象・組織 ······	1-1
2. 学校において予防すべき感染症の種類 ······	1-2
3. 沖縄県立看護大学危機対策本部設置要綱 ······	1-3

II 総務班

1. 総務班マニュアル ······	2-1
2. 「休校・大学閉鎖または解除」の決定の手順 ······	2-2
3. 学校における臨時休業の目安 ······	2-3
4. 新型インフルエンザ等感染症に関する休暇等の取り扱い ······	2-4
5. 教職員の対応 ······	2-5
6. 用語の定義（濃厚接触者・経過観察期間等） ······	2-6

III 教務班

1. 教務班マニュアル ······	3-1
2. 新型インフルエンザ等に伴う実習に関する対応（申し合わせ） ······	3-2
3. 新型インフルエンザ等への対応について ······	3-3
2. 発熱で医療機関を受診するときの留意事項（別紙1） ······	3-4
5. 健康管理記録用紙（別紙2） ······	3-5
6. 新型インフルエンザ等感染に関する連絡網1（別紙3） ······	3-6
7. 新型インフルエンザ等感染に関する連絡網2（別紙4） ······	3-7
8. 新型インフルエンザ等発生状況届（別紙5） ······	3-9
9. 休講並びに自宅待機による補修実習・補講計画（別紙7） ······	3-10
10. 休講並びに自宅待機による補修実習・補講計画（記入例） ······	3-11

IV 学生班

1. 新型インフルエンザ等対応マニュアル（学生用） 何が起きているのかなと思ったら ······	4-1
2. 新型インフルエンザ等にかかったかなと思ったら ······	4-2
3. 海外帰国後健康管理記録用紙 ······	4-5
4. 新型インフルエンザ等発生届 ······	4-6
5. 新型インフルエンザ等発生届（教職員用） ······	4-7

V 図書館班

1. 附属図書館感染対策マニュアル ······	5-1
--------------------------	-----

VI 事務局班

1. 事務局班マニュアル	6-1
2. 感染防止対策物品の調達・配備計画（別紙1）	6-2
3. 委託業者等関係機関連絡先一覧（別紙2）	6-3

語句の説明

1. インフルエンザとは	4-4
2. 発熱外来とは	4-4
3. 濃厚接触者とは	2-7
4. 健康観察期間とは	2-8
5. 休校とは	1-5
6. 大学閉鎖とは	1-5
7. 基礎疾患を有する者等	2-8

I 総則

1. 目的

このマニュアルは、沖縄県立看護大学学長が学校保健安全法第19条から第21条に規定する感染症の予防についてとるべき措置に関して、迅速かつ適確に対応するための要領を定めるものである。

2. 対象とする感染症の種類

学校保健法施行規則第18条に規定する学校において予防すべき感染症（以下「学校感染症」という。）とする。

3. 組織

学長は、学校感染症の予防について、学長の判断及び決定を補佐するため、必要に応じ、沖縄県立看護大学危機管理対策本部を設置する。

語句の説明

1. インフルエンザとは	4-4
2. 発熱外来とは	4-4
3. 濃厚接触者とは	2-5
4. 健康観察期間とは	2-6
5. 休校とは	1-3
6. 大学閉鎖とは	1-3

学校において予防すべき感染症の種類 (学校保健安全法施行規則第18条 H28.3.22改正)

種類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎（ポリオ） ・ジフテリア ・重傷急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。） ・中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウィルスであるものに限る。） ・特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。） <p>※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第1種の感染症とみなす。</p>	治癒するまで
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・風しん ・水痘（みずぼうそう） ・咽頭結膜熱（プール熱） ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 	<p>発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日経過するまで</p> <p>特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで</p> <p>解熱後3日経過するまで</p> <p>耳下腺、頸下線又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</p> <p>発疹が消失するまで</p> <p>全ての発疹が痂皮化するまで</p> <p>主要症状が消退した後2日を経過するまで</p> <p>症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで</p>
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性結膜炎 ・急性出血性結膜炎 その他の感染症 	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

沖縄県立看護大学危機対策本部設置要綱

(平成 29 年 1 月 18 日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県立看護大学危機管理規程第 6 条第 5 項の規定に基づき、危機が発生又は生じるおそれがある場合において設置する沖縄県立看護大学危機対策本部（以下「危機対策本部」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 危機対策本部は、危機の発生に迅速かつ的確に対処するために、次の業務を行うものとする。

- (1) 危機の情報収集及び情報分析に関すること
- (2) 危機において必要な対策の決定及び指示に関すること
- (3) 学生及び教職員への危機に関する情報発信に関すること
- (4) 危機に関する関係機関との連絡調整に関すること
- (5) 危機に係る報道機関への情報提供に関すること
- (6) その他危機への対応に関する必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 危機対策本部は、総務班、教務班、学生班、図書館班及び事務局班でもって組織する。

- 2 本部長は、危機対策本部を代表し会務を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 総務班は、総務委員会構成員及び本部長が指名する教職員で組織し、本部長が統括する。
- 5 教務班は、教務委員会構成員及び本部長が指名する教職員で組織し、看護学部長が統括する。
- 6 学生班は、学生委員会構成員及び本部長が指名する教職員で組織し、学生部長が統括する。
- 7 図書館班は、附属図書館運営委員会構成員及び本部長が指名する教職員で組織し、附属図書館長が統括する。
- 8 事務局班は、事務局職員で組織し、事務局長が統括する。
- 9 各班の業務は別表 1 のとおりとする。
- 10 本部長は、必要があると認める場合は、別に班を設置することができる。

(設置場所)

第 4 条 危機対策本部の設置場所は、沖縄県立看護大学構内とする。ただし、危機の状態により、大学構内に設置が困難な場合は、大学構外に設置できるものとする。

(会議)

第 5 条 危機対策本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて班ごとに開催し、各班を統括する者（以下「統括者」という。）が招集する。

- 2 各班の統括者は、必要があると認めるときは、班員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 危機対策本部の各班の庶務は、各班において処理する。

- 2 危機対策本部解散後の危機対策本部に係る庶務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 1 月 18 日から施行する。
- 2 沖縄県立看護大学感染対策本部規程(平成 21 年 7 月 15 日)は、廃止する。

別表第 1 (第 3 条関係)

区 分	統 括 者	業 務 内 容
総 務 班	本部長（学長）	<ol style="list-style-type: none">1 各班の総括に関すること2 被害の全体像の把握に関すること3 危機の情報の分析に関すること4 危機において必要な対策の決定に関すること5 必要な対策を取るための各班への指示に関すること6 休校及び大学閉鎖の決定・解除に関すること7 他の班に属さない業務に関すること
教 務 班	看護学部長	<ol style="list-style-type: none">1 教員の安否確認等被害状況の把握に関すること2 教員及び非常勤講師への大学からの情報発信に関すること3 講義、実習等の中止及び再開に関すること4 休校期間中の学生の出席取り扱いに関すること5 休校による授業補償（補講等）に関すること6 その他教務に関すること
学 生 班	学生部長	<ol style="list-style-type: none">1 学生の安否確認等被害状況の把握に関すること2 大学から学生への情報発信に関すること3 援助・支援の必要な学生への対応に関すること4 休校期間中の学生に対する生活指導及び相談に関すること5 その他学生に関すること
図 書 館 班	附属図書館長	<ol style="list-style-type: none">1 図書館職員の安否確認等被害状況の把握に関すること2 危機発生時における利用者の安否確認等被害状況の把握に関すること3 図書館の被害状況の把握に関すること4 利用者への大学からの情報発信に関すること5 休校期間中の図書の返却に関すること6 その他図書館業務に関すること

事務局班	事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務局職員の安否確認等被害状況の確認に関すること 2 危機の情報収集に関すること 3 敷地、建物、設備、ライフラインの被害状況の把握に関すること 4 危機に係る関係機関との連絡調整 5 危機に係る報道機関への情報提供 6 保安要員の配置に関すること 7 休校期間中の施設・設備の保安管理に関すること 8 対策に必要な物品の調達に関すること 9 その他事務局業務に関すること
------	------	--

注記

【休校と大学閉鎖の定義】

- 休 校 : ① 講義、演習、実習、サークル活動、ボランティア活動等学生の活動をすべて停止する。
 ② 学内の施設の利用をすべて禁止する。附属図書館は休館する。
 ③ 教職員は通常どおり勤務する。
- 大学閉鎖 : ① 行政機関からの指導または大学の自主判断で、大学施設の保安管理等必要最小限の業務を除く大学のほぼすべての機能を停止する。
 ② 教職員は、保安要員を除き出勤しないものとする。

II 総務班

総務班マニュアル

1. 休校・大学閉鎖並びに解除の決定に関すること

別紙1のとおり

2. 学外関係機関との連絡調整に関すること

1) 教職員、学生その他学内関係者の感染に係る通報

保健所 → 県（保健医療総務課）→ 県立看護大学 → 文部科学省

2) 休校・大学閉鎖並びに解除の要請及び決定

県（保健医療総務課）による要請 → 県立看護大学による決定 → 県（保健医療総務課）、文部科学省、マスコミ等への報告または情報提供

3. 教職員の勤務の取扱い

平成21年6月10日付け総務部長通知「新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の取り扱いについて」及び同通知添付資料「新型インフルエンザ等感染症に関する休暇等の取り扱いについて（一覧）」による。

4. 情報の収集及び教職員への周知に関すること

1) 学内の新型インフルエンザ等に関する情報を危機対策本部に報告するとともに、メール等で全教職員に配信する。

2) 危機対策本部会議は、新型インフルエンザ等に関する国、県等からの情報をメール等で全教職員に配信する。

5. 広報に関するこ

1) 休校または大学閉鎖に関する情報を大学のホームページに掲載する。

2) 休校または大学閉鎖に関する情報について、本庁に設置してあるマスコミ各社のメールボックスを活用してマスコミへの提供を行う。

3) マスコミの対応は事務局長が行う。

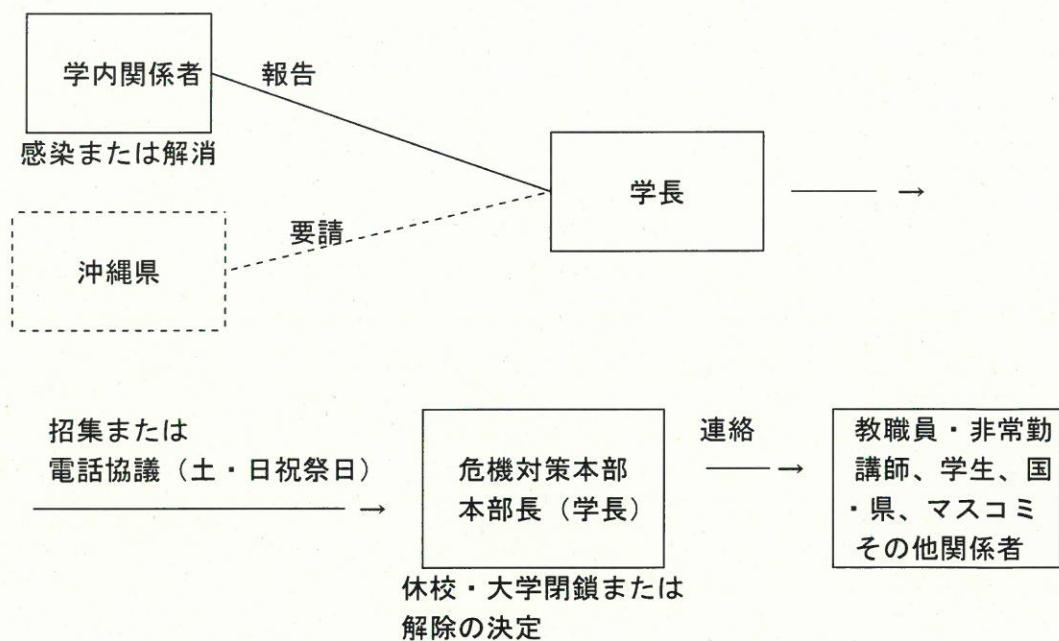
6. 学外者の立入り、施設の使用許可に関するこ

1) 必要に応じて学外者の立入に係る自粛依頼、禁止措置を講じる。

2) 必要に応じて施設使用許可を与えた業者の立入に係る自粛依頼、禁止措置を講じる。

沖縄県立看護大学

「休校・大学閉鎖または解除」の決定の手順



本学における臨時休業の目安

状況	要請内容
新型インフルエンザ等のような症状（38度以上の発熱、倦怠感、食欲不振、鼻汁又は鼻閉、咳、のどの痛み、吐気、嘔吐下痢）があり、医療機関で感染又はその疑いがあると診断された場合	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日経過するまで出席停止（本人のみ）
原則として、感染又は感染の疑いにより出席停止となった学生の割合が1割を超えた場合	7日間 (休日を含む)

- ※ 臨時休業の開始決定については、ホームページ・メール等あらゆる手段を講じて周知を図る。
- ※ 臨時休業を終了する場合、終了日までには全学生に周知を図るようにする。
- ※ 臨時休業の措置をとった場合、必要に応じ補講などを行う。

新型インフルエンザ等感染症に関する休暇等の取り扱い

	態 樣	取り扱い	根拠法令等
1	職員がインフルエンザ等様症状を呈する場合（疑似症を含む）	病気休暇	沖縄県勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（以下「条例」という。）第12条
	※出勤しようとする場合	就業禁止	労働安全衛生法第68条
2	職員に症状はないが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）により交通が制限又は遮断されたため、勤務することができない場合	特別休暇	条例第16条第1項
3	新型インフルエンザ等のため、交通機関が停止し、出勤できない場合	特別休暇	条例第16条第4項
4	所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務の又は事業の全部又は一部を停止した場合	特別休暇	条例第16条第5項
5	濃厚接触者として、停留措置又は外出自粛要請を受けている場合 (1)検疫法第16条第2項に規定する停留の対象となった場合 (2)感染症予防法第44条の3第2項の規程に基づき、新型インフルエンザ等感染症（感染症予防法第6条第7項に規定するものをいう。）にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（出勤することが著しく困難であると認められる場合に限る。）	特別休暇	平成21年6月10日付け総人第417号総務部長通知
6	保育所等の臨時休業により子等の世話のため、出勤できない場合	年次休暇	条例第9条
7	その他本人のみの判断で出勤しない場合	年次休暇等	条例第9条

（参考）

感染症予防法第44条の3 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3 前2項の規定により報告又は協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。
4 都道府県知事は、第2項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給（次項において「食事の提供等」という。）に務めなければならない。

5 省略

教職員の対応

1 症状が出た場合

- 発熱、呼吸器症状等のインフルエンザ等様症状を有する者のうち、基礎疾患有しない者については、外出を自粛し、医師の指導に従って自宅療養に努め、上司に電話又はメールで連絡する。
- 基礎疾患有する者等に対しては、軽症であっても早期にかかりつけ医等に電話をし、又は医療機関を受診して、医師の指導に従って療養に努め、上司に電話又はメールで連絡する。

2 濃厚接触者となった場合

- 新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者については、出勤する場合はマスク着用など感染拡大防止に努める。一定期間に発熱等の症状が出現した場合は、上記1により対応する。
- 同居家族が新型インフルエンザ等と診断された場合、上司と相談し、休暇をとるなど感染拡大防止に努める。

「新型インフルエンザ等対策についての平成21年8月13日以降の暫定の方針」（沖縄県新型インフルエンザ対策本部）及び「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（二訂版）」（平成21年10月1日厚生労働省）に準拠

用語の定義

新型インフルエンザの感染経路

通常のインフルエンザと同様、咳やくしゃみとともに放出されたウイルスを吸い込むことによっておこる「飛沫（ひまつ）感染」と、ウイルスが付着したものを触れた後に目、鼻、口などに触れることで、粘膜・結膜などを通じて感染する「接触感染」が考えられている。

患者との接触者の定義（※）

患者との接触者とは、新型インフルエンザ等発病者（疑似症患者を含む）が発症した日の1日前より、発症した日を0日として発症後7日目までに接触した者とする。接触者の分類は、「①濃厚接触者」「②軽度接触者」からなる

①濃厚接触者：「新型インフルエンザ等患者（疑似症患者を含む）との濃厚接触者」

- ア. 世帯内居住者：患者と同一住所に居住する者。
- イ. 患者処置に個人防護具（PPE）☆を適切に装着しなかった医療関係者（感染防御なし）
- ウ. 比較的長時間の直接対面接触者（感染防御なし）

手で触れること、会話することが可能な距離（2メートル以内の距離）で、適切な感染防御をせずに、上記患者と対面で長時間の会話等の接触のあった者。患者の咳の激しさ等の状況にもよるが、時間の目安は患者の感染可能期間内に累積で10分以上とするが、患者が対面中に咳またはくしゃみをし、周囲に飛沫を飛散させ、その飛沫を浴びたかまたは吸い込んだ可能性が考慮される場合には、時間に関係なく濃厚接触者として対応すべきである。学校、幼稚園、保育園等のクラスメート、職場等で席が近い者、親しい友人関係で上記の条件を満たす者等がこれにあたる。

☆患者処置に適した個人防護具（PPE）とは、気管支鏡検査・気管内挿管などエアロゾル発生のリスクの高い処置にあっては、N95マスク+眼の防護+手袋（+ガウン）、それ以外の処置で顔面に血液・体液・分泌液などが、飛散するおそれのあるものにあっては、サージカル（不織布性）マスク+眼の防護+手袋、それ以外の処置にあっては、サージカル（不織布性）マスク+手袋を指す。

※ただし、この場合の感染防御には、患者自身の感染防御も含まれる。具体的には、患者自身が対面中に不織布性のマスクを装着している場合は、周囲への感染性は大幅に減少すると考えられ、上記ウにおける接触者は「②軽度接触者（濃厚接触者を除く）」の扱いとする。その際には、患者が適切にマスクを装着していたこと（厚生労働省ホームページ「新型インフルエンザ等流行時の日常生活におけるマスク使用の考え方」：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2008/11/dl/s1120-81.pdf> 参照）が前提となる。

②軽度接触者（濃厚接触者を除く）

- ア. 比較的短時間の直接対面接触者（感染防御なし）

手で触れること、会話することが可能な距離（2メートル以内の距離）で、適切な感染防御をせずに、新型インフルエンザ等患者（疑似症患者を含む）と対面で比較的短時間の会話や挨拶等の接触のあった者。この間に当該者は、不織布性のマスクを適切に装着していない患者の咳やくしゃみによる飛沫を浴びていないことが前提となる。

施設等の受付、個人防護具（PPE）なしでの短時間の診察、電車やバスに乗り合わせて短い時間会話を交わした者等がこれにあたる。

- イ. 閉鎖空間の共有者（感染防御なし）

患者と会話や挨拶など直接ことばを交わすことはなかったものの、比較的閉鎖された空間において、適切な感染防御をせずに2メートル以内の距離で空間を共有した者。→バス、列車等の交通機関内や、ホテル、レストラン、映画館、ホール等で会話をせず、行動もともにしていなかった近距離接触者がこれにあたる。

ウ. 汚染物質への接触者（感染防御なし）

患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く）、排泄物などに、個人防護具（PPE）なしで接触した者。具体的には手袋、マスク、手洗い等の防護対策なしで患者由来検体を取り扱った検査従事者、患者の使用したトイレ、洗面所、寝具等の清掃を行った者等。

エ. 比較的長時間の直接対面接触者（感染防御あり）

本人か、または患者のいずれかが、サージカル（不織布性）マスクを適切に装着した状態で、2メートル以内の距離で、患者と対面で長時間会話等の接触のあった者。時間の目安は患者の感染可能期間内に累積で10分以上とする。以下、マスクをした状態で接触した学校、幼稚園、保育園等のクラスメート、職場等で席が近い者、長時間の診察、親しい友人関係等がこれにあたる。

※ イ. は不特定多数の接触者にあたり、通常の疫学調査ではその特定は困難である。従って、調査には交通機関の運営者（バス会社や鉄道会社等）や報道機関等の協力が必要となる場合が想定されるが、同時に不正確な情報に基づいたパニックや風評被害による混乱も予想されるため、正確な情報の発信、説明等の対策も考慮しなければならない。

経過観察期間（健康観察期間）

新型インフルエンザ等と診断された患者の自宅療養の期間は、（症状が軽い場合）他者への感染を防ぐため少なくとも解熱後2日間、かつ、発症した日の翌日から5日を経過した日までとする。

新型インフルエンザ等発病者（疑似症患者を含む）との濃厚接触者の観察期間は、曝露日を0日目として7日目までとする

- {
- ・厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部 新型インフルエンザ（A/H1N1）積極的疫学調査実施要綱（平成21年7月22日）参照
 - ・医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（平成21年9月24日）参照
- }

基礎疾患を有する者等

新型インフルエンザ等に罹患することで重症化するリスクが高いと考えられている者をいう。通常のインフルエンザ等での経験に加え、今回の新型インフルエンザ等についての海外の知見により、以下の者が該当する。

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性肝疾患、神経疾患・神経筋疾患、血液疾患、糖尿病、疾患や治療に伴う免疫抑制状態、小児科領域の慢性疾患有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等

III 教務班

教務班マニュアル

1. 講義や実習等授業の中止及び再開に関すること
 - 1) 授業の中止及び再開は感染対策本部の指示による。
 - 2) 学生の講義や実習等授業の中止及び再開に関しては「新型インフルエンザ等に伴う実習に関する対応（申し合わせ）」に従うまたは準ずる。
2. 休校期間中並びに自宅待機中となった学生の出席及び授業補償に関すること
 - 1) 原則として休校期間中は出席に含まず、補講等を行う。
 - 2) 休校の指示が出たら、教務班（教務委員会）は科目責任者に対し速やかに補講等に関する調査を行い、休校期間中の授業等の補講計画（別紙5）を作成する。
 - 3) 教務班（教務委員会）が適切と認めた場合には、補講の代わりに特別課題の提出など代替の方法をとることができる。但し、演習・実習は課題提出で補うことはできない。
3. 非常勤講師への連絡に関すること
 - 1) 学務課職員は休講・大学閉鎖措置に関して速やかに非常勤講師に連絡する。
 - 2) 学務課職員は非常勤講師に対し補講等に関する調査を行い、教務班に報告する。
教務版は上記2の2)と同様に補習計画を作成する。

新型インフルエンザ等に伴う実習に関する対応（申し合わせ）

1. 実習中に、学生にインフルエンザ等とみられる症状が確認された場合

- ・実習指導教員は、直ちに学生に実習を中断させ、科目責任者に相談して当該学生への適切な指示—かかりつけ医受診、受診上の注意（別紙1）、健康管理記録用紙（別紙2）の継続記入などをし、帰宅させる。
- ・事例が発生したら速やかに、科目担当者は学内連絡網1（別紙3）に従い、新型インフルエンザ等発生届（別紙5）を用いて報告する。当該学生のその後の経過については、実習科目的責任者から実習施設へ連絡する。
- ・当該学生の実習再開については学生から（別紙2）の提出を求め、科目責任者・実習指導教員が施設側責任者と協議して決める。ただし、医療機関からの完治証明書は求めない。

2. 実習施設にて実習部署に感染者が出た場合

- ・実習指導教員から科目責任者へ連絡・相談し、科目責任者は実習施設と実習継続に関して協議する。
- ・科目責任者は実習施設と協議した結果を学部長へ報告する。

3. 実習中に本学内にインフルエンザ等感染者が出た場合

- ・感染対策本部長の判断に従う。基本的に学生に濃厚接触の可能性がなく健康であれば、実習続行の可能性を検討し継続する。その場合学生は本学への立ち入りを禁止する。
- ・本学がインフルエンザ対応で休校になった場合は、学生に速やかに周知する。

4. 実習施設がインフルエンザ等対応で実習受け入れ延期の措置をとった場合

- ・基本的に、実習の続行・中止は、実習施設側の指示に従う。実習指導教員は科目責任者に連絡・相談し、学生へ指示する。
- ・実習施設における学生の実習受け入れ延期措置、または本学が休校になった場合は、学生に速やかに周知する。
- ・実習の再開については危機対策本部の判断に基づき、臨時教務委員会を開催し、時期・方法等を協議し、協議した結果にもとづき実習施設への協力依頼を申し込む。

5. 受け持ち患者・家族・友人の発症など発生患者との接触により濃厚接触者となった場合

- ・感染拡大防止行動の重要性と健康管理記録用紙（別紙2）に記入について説明し、一定の観察期間をおく（必ずマスク着用）。この場合、実習を継続する際は、実習施設への報告とマスクの装着や手指消毒を励行し、発症が疑われた際の早期治療・休業等により院内感染の予防に十分に注意する。

6. インフルエンザ等による休講、ならびに自宅待機による補習実習・補講が必要となった場合

- ・科目責任者は各学生グループの実習終了後速やかに、休講、ならびに自宅待機による補習実習・補講計画書（別紙7）を記入し、学部長に報告する。

7. その他

- ・実習終了後、次の実習が始まるまでの間に学生から発熱等の報告・相談があった場合は、連絡2（別紙4）に従う。

新型インフルエンザ等への対応について

全ての学生および教職員へ（平成21年9月30日（水））

1. 毎日の健康チェックを引き続きおこなう
2. 発熱時の対応および登校や実習について

「38.0°Cの発熱や咳、のどの痛み、鼻汁などの症状がある場合」

- ・一般医療機関受診し、インフルエンザ等迅速検査とその判定結果を求める
- ・合わせて、大学事務局学務課：098-833-8800に連絡する

*37.5°Cの発熱がある場合は、授業や実習には出席できません。

*手洗い・うがい・マスク・咳エチケットなど予防行動を実践してください。

3. 海外渡航について

- ・海外に行かれる方は、自ら最新情報を入手し、自己責任のもと慎重に行動してください。
- ・帰国後は大学事務局学務課：098-833-8800に健康管理記録を提出してください。

インフルエンザ等かな？

発熱（38.0°C以上）
咳、咽頭痛などの症状

一般医療機関受診

インフルエンザ等迅速
検査とその判定結果を
求める。手洗いうがい、マスク着用等、
感染予防対策をす

大学に連絡 098-833-8800
大学事務局学務課

診断結果の報告
自宅療養をする。
発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（ただし、発症日を0日とする）
外出を控える。
※学校保健安全法施行規則改正（2012）

発熱で医療機関を受診するときの留意事項

1. 沖縄県立看護大学の学生で、現在（実習施設名）にて実習中であることを説明する。
2. 発熱（体温）その他の症状と経過をメモし、具体的に説明する
3. 診察では、インフルエンザ等迅速検査とその判定結果を求める。

結果：

1. インフルエンザ A型 2. インフルエンザB、C型 3. その他

* 集団感染のおそれがあり、必要に応じてPCR検査もお願いする

沖縄県立看護大学 危機管理対策本部

.....
別紙 1

発熱で医療機関を受診するときの留意事項

1. 沖縄県立看護大学の学生で、現在（実習施設名）にて実習中であることを説明する。
2. 発熱（体温）その他の症状と経過をメモし、具体的に説明する
3. 診察では、インフルエンザ等迅速検査とその判定結果を求める。

結果：

1. インフルエンザA型 2. インフルエンザB、C型 3. その他

* 集団感染のおそれがあり、必要に応じてPCR検査もお願いする

沖縄県立看護大学 危機管理対策本部

.....
別紙 1

発熱で医療機関を受診するときの留意事項

1. 沖縄県立看護大学の学生で、現在（実習施設名）にて実習中であることを説明する。
2. 発熱（体温）その他の症状と経過をメモし、具体的に説明する
3. 診察では、インフルエンザ等迅速検査とその判定結果を求める。

結果：

1. インフルエンザA型 2. インフルエンザB、C型 3. その他

* 集団感染のおそれがあり、必要に応じてPCR検査もお願いする

沖縄県立看護大学 危機管理対策本部

新型インフルエンザ等感染予防・拡大防止

健康管理記録用紙

学年：() 学籍番号：()

氏名：() 実習科目名：

実習期間：

- 実習中は本様式を携帯する。
- 自宅で検温した後、実習施設へ向かうことを原則とする。
- 宿泊する実習施設は、各自で体温計を持参して測定する。
- 1日に2回（朝・夕）の健康チェックをする。
- 土日祝日は1日に1回（朝）の健康チェックをする。

* 体温37.5°C以上の場合は、実習指導教員・各施設の実習指導責任者に連絡し、指示を受ける。

* 受診した場合は、受診状況欄に受診した医療機関および診断名を記入する。

* 一般薬、処方薬を含め服薬をしている薬がある場合は、服薬状況欄に薬品名を書く。

日数	日付	体温 (°C)	呼吸器症状	呼吸器以外の症状	受診状況	服薬状況
土	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳・その他()	なし・関節痛・下痢・頭痛・嘔吐・その他()	無 有()	無 有()
日	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳・その他()	なし・関節痛・下痢・頭痛・嘔吐・その他()	無 有()	無 有()
1日目	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳・その他()	なし・関節痛・下痢・頭痛・嘔吐・その他()	無 有()	無 有()
2日目	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳・その他()	なし・関節痛・下痢・頭痛・嘔吐・その他()	無 有()	無 有()
3日目	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳・その他()	なし・関節痛・下痢・頭痛・嘔吐・その他()	無 有()	無 有()
4日目	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳・その他()	なし・関節痛・下痢・頭痛・嘔吐・その他()	無 有()	無 有()
5日目	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳・その他()	なし・関節痛・下痢・頭痛・嘔吐・その他()	無 有()	無 有()
土	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳・その他()	なし・関節痛・下痢・頭痛・嘔吐・その他()	無 有()	無 有()
日	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳・その他()	なし・関節痛・下痢・頭痛・嘔吐・その他()	無 有()	無 有()
6日目	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳・その他()	なし・関節痛・下痢・頭痛・嘔吐・その他()	無 有()	無 有()
7日目	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳・その他()	なし・関節痛・下痢・頭痛・嘔吐・その他()	無 有()	無 有()
8日目	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳・その他()	なし・関節痛・下痢・頭痛・嘔吐・その他()	無 有()	無 有()
9日目	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳・その他()	なし・関節痛・下痢・頭痛・嘔吐・その他()	無 有()	無 有()
10日目	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳・その他()	なし・関節痛・下痢・頭痛・嘔吐・その他()	無 有()	無 有()

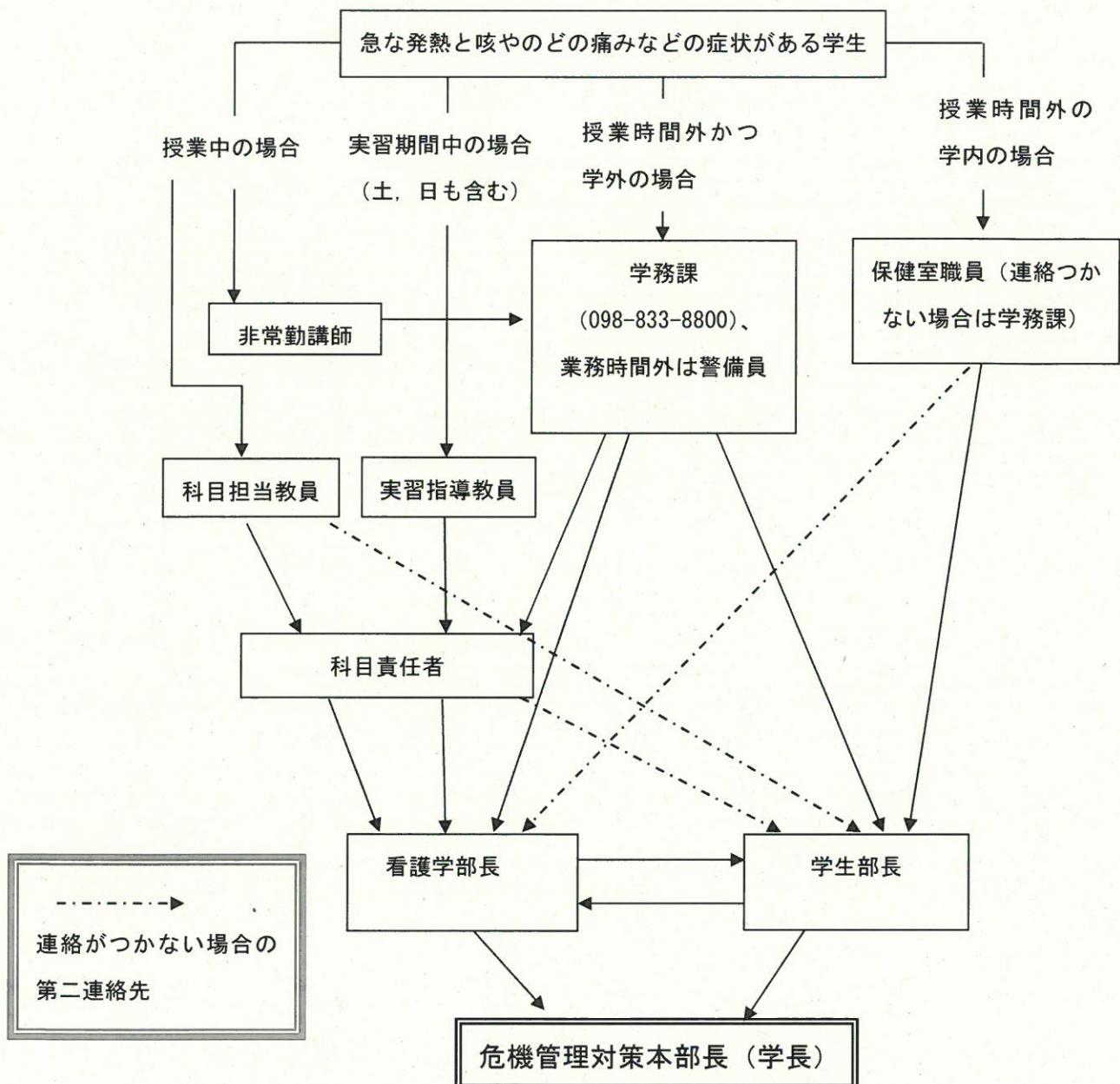
● 沖縄県立看護大学 TEL: 098-833-8800, FAX: 098-833-5133,

メール: (学務課) fukurijimu@okinawa-nurs.ac.jp, (総務課) kyuyo@okinawa-nurs.ac.jp

新型インフルエンザ等感染に関する連絡網 1

新型インフルエンザ等感染症発生時および感染疑いのある場合、下記の連絡網に準じ報告する。なお報告は感染症発生および疑いが判明した際に直ちに電話連絡を行った後に可能な場合はメールでの報告をすること。報告内容については別途定める。なお、教員および学生は以下の1、2を平常時も行うこと。

1. 教員は授業（演習・実習含む）開始前に症状の有無をチェックする
2. 学生は自覚症状がある場合、速やかに報告する



危機管理対策本部は感染症情報をサーベイランスし、必要な情報、全学的な指示を学内教職員と学生へ周知する。

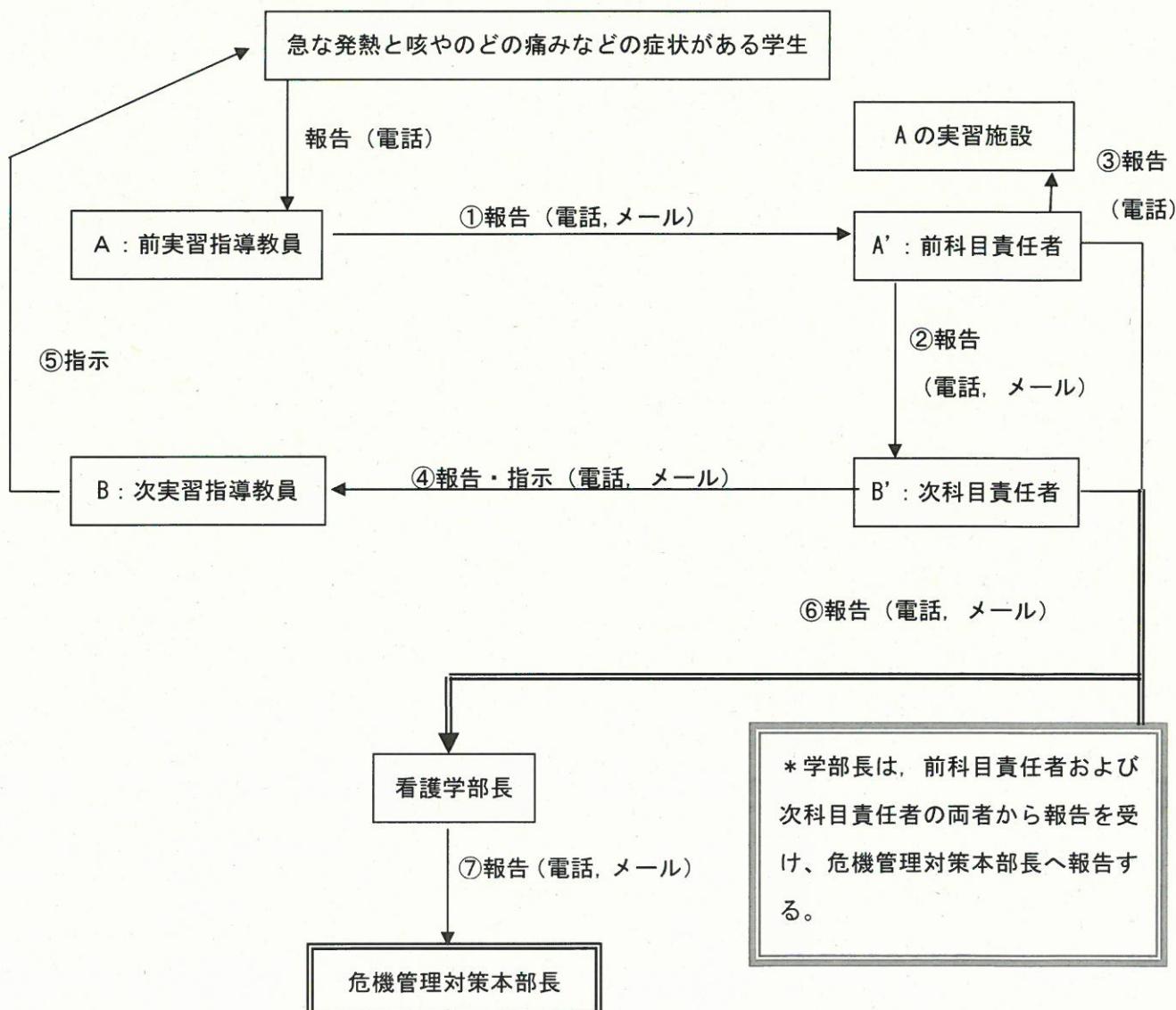
新型インフルエンザ等感染に関する連絡網 2

実習中の学生からの報告が実習を終了した後の土、日に A (ルート a) または B (ルート b) になされた場合の報告・指示の流れは以下のとおりとする。A : 前実習指導教員 A' : 前科目責任者 B : 次実習指導教員 B' : 次科目責任者

ルート a (学生が前実習指導者 A に報告した場合)

- ① A は科目責任者 A' へ学生の状況を電話及びメールで速やかに報告する。(A の体調を含む)
- ② A' は次実習科目責任者 B' へ学生の状況を電話及びメールで速やかに報告する。
- ③ A' は当該学生の実習をした施設の管理者へ電話で情報提供する。
- ④ B' は当該学生の状況を B へ報告し、必要な指示を与える。
- ⑤ B は当該学生へ連絡し、指示を伝える。(同グループメンバーの体調確認を含む)
- ⑥ A' および B' は学部長へ電話及びメールで速やかに状況を報告する。
- ⑦ 学部長は危機対策本部長に報告する。

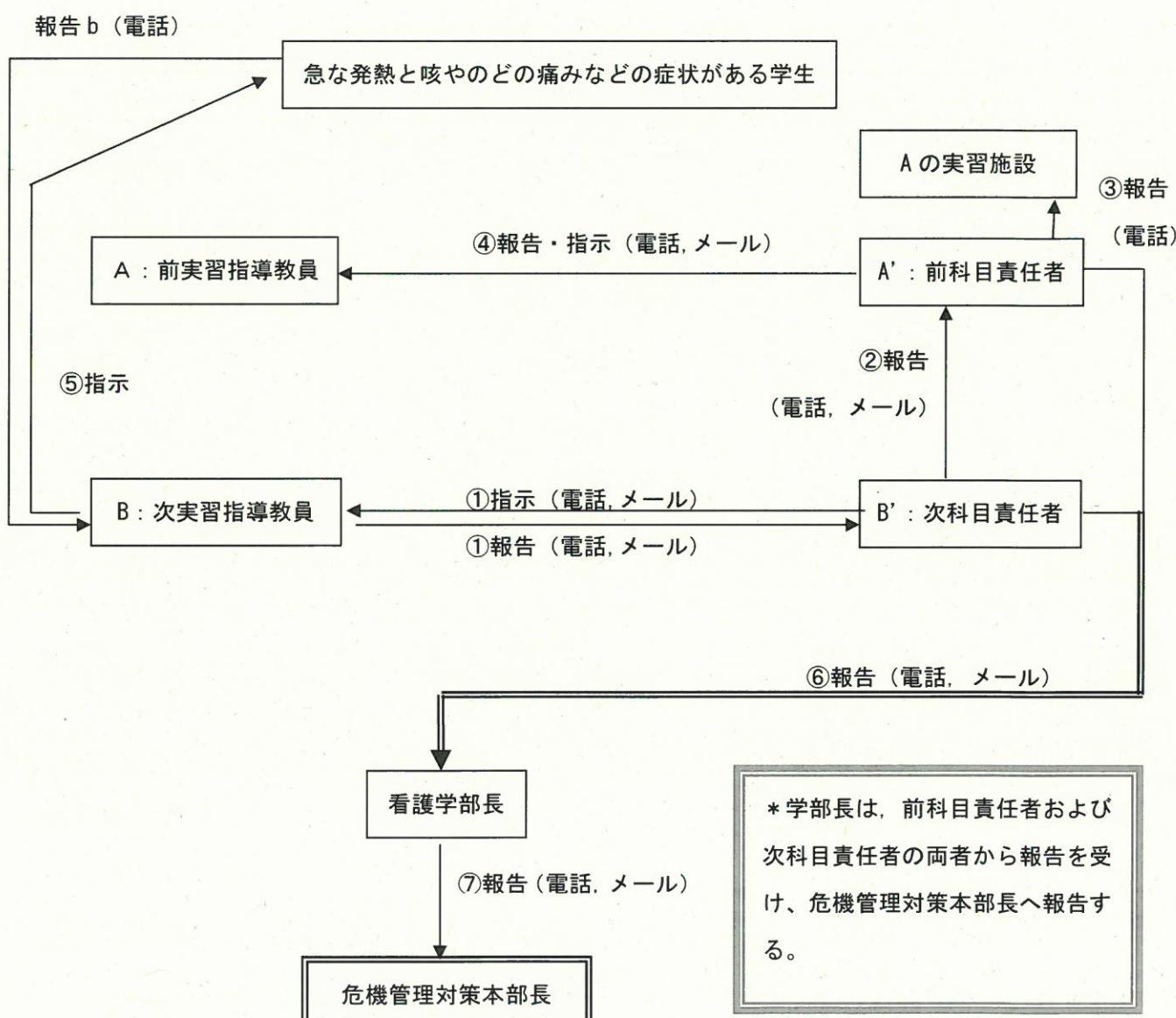
学生が前実習指導者 A に報告した場合 (ルート a)



ルート b (学生が次実習指導者 B に報告した場合)

- ① B は科目責任者 B' へ学生の状況を電話及びメールで速やかに報告し、指示を受ける。
- ② B' は前実習科目責任者 A' へ学生の状況を電話及びメールで速やかに報告する。
- ③ A' は当該学生の実習をした施設の管理者へ電話で情報提供する。
- ④ A' は当該学生の状況を A へ報告し、必要な指示を与える。(A の体調が問題なければ実習指導を継続)
- ⑤ B は当該学生へ連絡し、指示を伝える。(同グループメンバーの体調確認を含む)
- ⑥ A' および B' は学部長へ電話及びメールで速やかに状況を報告する。
- ⑦ 学部長は感染対策本部長に報告する。

学生が次実習指導者 B に報告した場合 (ルート b)



※科目担当者から学部長
または学生部長へ提出

沖縄県立看護大学
平成 年月日()

新型インフルエンザ等発生状況届

報告者氏名（科目担当責任者）：

1. 発生日時：
2. 実習科目名／実習期間：
3. 実習施設名：
実習場所／学生数：
4. 実習指導教員

学生の状況

学籍番号 _____ 学年 _____ 氏名 _____

- 対象学生の症状： 1. 体温 (°C)
 2. 呼吸器症状の有無 (□鼻汁・鼻閉 □咽頭痛 □咳)
 3. 消化器症状の有無 (□嘔気・嘔吐 □下痢 □腹痛 □その他)
 4. その他 (□熱感・関節痛 □)

- 対処： □医療機関への受診勧奨
 □マスクの着用
 □自宅待機
 □関係者への連絡

* □にレ点でチェックする

事項発生状況

内容：

対応の流れ

1. 保健所への相談（実施、未実施）
2. 指示された発熱外来医療機関受診（実施、未実施）
 新型インフルエンザ等検査結果 ()
3. 大学へ連絡（実施、未実施）
4. 学生・教職員への対応の周知（実施、未実施）
5. その他追記 ()

休講、並びに自宅待機による補習演習および実習・補講計画

別紙7

沖縄県立看護大学

危機管理対策本部 教務班

空欄に、補習演習および実習・補講計画を入力し学務課へ提出してください。

提出者：

提出日：平成 年 月 日

学科およびクラス名 (グループ名) 担当教員(科目責任者) 時間割上の割り当て	希望する補講日時 第3希望まで (担当者が変更になる 場合は氏名を記入)	教室および実習施設	補習実習・補講が必要な理由 補講日時の決定

休講、並びに自宅待機による補習演習および実習・補講計画

別紙7

沖縄県立看護大学 危機管理対策本部 教務班

空欄に、補習演習および実習・補講計画を入力し学務課へ提出してください。

【記入例】 提出者 :

提出日 : 平成 年 月 日	補習実習・補講が必要な理由 補講日時の決定	教室および実習施設	希望する補講日時 第3希望まで (担当者が変更になる 場合は氏名を記入)	学科目およびクラス名 (グループ名) 担当教員(科目責任者) 時間割上の割り当て
3年 成人保健看護実習Ⅱ (5G) 与儀看子(沖縄) 7月27日~29日	実習病棟患者・看護師にインフルエンザA型重症者複数発生したため、病院看護部長からの実習中止要請による	県立〇〇病院1病棟	第1:8月12日~14日 第2:8月16日~18日 8:00~16:00 小那覇まさもる	8月12日~14日 8:00~16:00
2年 小児保健看護Ⅰ 第5回 島 琉子 火3時限:7月14日	新型インフルエンザ等予防対策としての学内休校措置(7月13日~20日)による	大講義室	第1:9月29日(火) 3時限 第2:9月30日(水) 1時限 第3:9月30日(水) 2時限	9月30日(水) 1時限 中講義室

IV 学生班

新型インフルエンザ等対応マニュアル（学生用）

何か起きているのかなと思ったら

1. 情報を活用する

新型インフルエンザ等は、いつ出現するのか予測できず、また、起こったときの正確な状況も予測できない。そのため、日頃から新型インフルエンザ等に関する情報に注意することが必要である。

新型インフルエンザ等やその感染防止策に対する正しい知識を持つため、テレビ、新聞等のマスメディアやインターネットにより情報収集を行うとともに、居住地域の状況については、地方自治体の提供する情報の収集に努めること。

2. 感染拡大防止の行動をとる

▽咳エチケットを心がける

- ・咳、くしゃみの際は、ティッシュ等で口と鼻を被い、他の人から顔をそらすこと
- ・使ったティッシュは、直ちにゴミ箱に捨てること
- ・咳やくしゃみ等の症状のある人には必ずマスクを着けてもらうこと
- ・咳やくしゃみをおさえた手、鼻をかんだ手は直ちに洗うこと

▽帰宅後や不特定多数の者が触るようなものに触れた後の手洗い・うがいを日常的に行うこと

※手洗い・うがいのタイミング

トイレ後、食事前、帰宅したとき、臨地実習の開始前と終了後など

▽手洗いは、石鹼を用いて最低 15 秒以上行うことが望ましく、洗った後は、清潔な布やペーパータオル等で水を十分に拭き取ること

▽感染者の 2 メートル以内に近づかないようにすること

▽流行地への渡航、人混みや繁華街への不要不急な外出を控えること

▽十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つこと

▽家族や友人と、誰かが発病した場合の対応について話し合うこと

- ・できるだけ感染者と寝室を分ける

- ・感染者の看護や介護をした後は必ず水と石鹼による手洗いをする

- ・うがいをこまめに行う

- ・患者が使った食器類や衣類は、通常の洗濯・洗浄をする

- ・発熱、咳、のどの痛みなどの症状が始まった日から5日目までは注意する
- ・熱がさがってから2日目までは外出を自粛する

▽重症化を防止する。

- ・無理をせず、きちんと食事を見る
- ・服薬は指示された期間を守り、勝手に中断しない
- ・部屋の乾燥を防ぐ

3. 情報を収集する

●国内外の情報にアクセスする。

厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekka-kansensho_u/infuienza/kenkyu.html

新型インフルエンザ等対策ガイドライン

http://www.cas.go.jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/gl_guideline.pdf

厚生労働省動画チャンネル

<http://www.youtube.com/user/MHLWchannel>

「新型インフルエンザから身を守る 知っておきたい感染予防策」

「新型インフルエンザの治療などについて」

「秋冬に向けた新型インフルエンザ対策」

国立感染症研究所・感染症情報センター

http://idsc.nih.go.jp/disease/swine_influenza/index.html

外務省・海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

新型インフルエンザ等にかかったかなと思ったら

1. 自分自身の症状や対処行動が説明できるようにしておく。また、疑わしい症状が出た際は、以下の内容をメモしておく。

メモを残すこと：発症時期（いつから）／現在の症状／受診（予定）の医療機関／
医師の診断、検査結果／処置・治療法／入院か自宅療養か

(症状)：高熱、呼吸器症状、全身症状など。

※突然の高熱、咳、咽頭痛、倦怠感に加えて、鼻汁・鼻閉、頭痛等であり季節性インフルエンザと類似しています。ただし、季節性インフルエンザに比べて、下痢などの消化器症状が多い可能性が指摘されています。

(受診)：かかりつけの医師または近くの一般医療機関へ電話連絡して受診するか、自宅療養の指示に従う。人ごみを避け、必要以上に出歩かない。マスクを着用する。

2. 早め早めに報告・連絡・相談をする

- 1) 臨地実習時は実習指導教員と報告・連絡・相談を密にする。
実習指導者（施設側）の指示があれば必ず実習指導教員に連絡する。
- 2) 臨地実習時以外はあなたの学生担当教員と報告・連絡・相談を密にする。
学生担当教員が実習中の場合などで連絡がとれない場合は、学務課に連絡する。
- 3) 大学が休校または閉鎖中の期間は、学生部長 (kamizato@okinawa-nurs.ac.jp) と報告・連絡・相談を密にする。休校や閉鎖期間中の授業に関する課題は授業担当教員からのメールで入手することができる。

3. あらたな感染源とならないように行動する

- 1) 大学内で発症した場合、他者との接触範囲を最小限にする。咳エチケットとして、マスクを着用するか、ティッシュやハンカチで口と鼻をおおい、飛沫が周囲に飛び散らないようにする。咳・くしゃみを手でおおった場合、手は石けんで丁寧に洗い流す。マスクは市販の不織布（ふしょくふ）製とする。移動の際、できるだけ公共交通機関は使用しない。
- 2) 実習先等の外出先で発症した場合、ひとまず自宅で療養する。一人暮らしの場合は、必ず誰か（友人または学生担当教員）に連絡する。
- 3) 自宅待機を求められた場合は厳守し、アルバイト等を自粛する。
- 4) 自宅療養期間**を過ぎれば登校することができる。完治証明書の提出は必要ない。

**：発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、解熱した日の翌々日までとする。

- 5) 附属図書館等の利用に際しては、事前に問い合わせ（098-833-8806／8800；library@okinawa-nurs.ac.jp）、入館が許可された場合、利用時刻（入館時刻と退館時刻）を所定の用紙に必ず記入する。
- 6) 海外渡航を計画したときは必ず海外渡航届を学務課に提出する。帰国後は海外帰国後健康管理記録用紙（別紙）を学務課に提出する。

海外渡航届けや健康管理記録用紙はメールで送付するが、みづからない際は担当教員に連絡してデータを受け取ること

- 7) 新型インフルエンザ等患者の多発地域という事前情報があれば、その地域に入ること

を
とりやめる。

- 8) 新型インフルエンザの発生地域から帰宅した場合、潜伏期間（7日以内に症状が出現）を考慮して行動する。

○ インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（H A）とノイラミニダーゼ（N A）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型（H 1 N 1）、A/香港型（H 3 N 2））というのは、これらの亜型を指す）

○ 発熱外来とは

新型インフルエンザに係る診療を効率化し混乱を最小限にするために設置される外来専門の医療施設のことである。第三段階の感染拡大期までの発熱外来は、新型インフルエンザの患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的としている。第三段階のまん延期以降における発熱外来は、感染防止策を徹底した上、新型インフルエンザの患者の外来集中に対応することに加え、軽症者と重症者のトリアージ（傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること）により入院治療の必要性を判断することを目的としている。

（参考）厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進本部 （運用指針、パンフレット資料、Q&Aなど）

加筆修正日時： 2017年9月6日

新型インフルエンザ等感染予防・感染拡大防止

海外帰国後健康管理記録用紙

学年：() 連絡先（必ず連絡がとれるところ）
 氏名：() TEL（自宅）：()
 渡航先：国（ ） (携帯)：()
 都市（ ） メールアドレス：()
 渡航期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
 経由先：()

- 1日に朝夕2回の健康チェックをして下さい。
- 記録終了後は、学生は学務課、教職員は総務課まで提出して下さい（メールまたはFAXでも可）。

本記録用紙ファイルはメールにて配布していますが、見つからない時は担当教員へ連絡してください。

日数	日付	体温 (°C)	呼吸器症状	呼吸器以外の症状	受診状況	内服状況
1日 (帰国)	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・ 咽頭痛・咳・その他	なし・関節痛・下 痢・頭痛・嘔吐・そ	無 有()	無 有()
		夕				
2日	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・ 咽頭痛・咳・その他	なし・関節痛・下 痢・頭痛・嘔吐・そ	無 有()	無 有()
		夕				
3日	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・ 咽頭痛・咳・その他	なし・関節痛・下 痢・頭痛・嘔吐・そ	無 有()	無 有()
		夕				
4日	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・ 咽頭痛・咳・その他	なし・関節痛・下 痢・頭痛・嘔吐・そ	無 有()	無 有()
		夕				
5日	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・ 咽頭痛・咳・その他	なし・関節痛・下 痢・頭痛・嘔吐・そ	無 有()	無 有()
		夕				
6日	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・ 咽頭痛・咳・その他	なし・関節痛・下 痢・頭痛・嘔吐・そ	無 有()	無 有()
		夕				
7日	/	朝	なし・鼻汁・鼻閉・ 咽頭痛・咳・その他	なし・関節痛・下 痢・頭痛・嘔吐・そ	無 有()	無 有()
		夕	()	の他 ()	()	

* 受診した場合は、受診状況欄に受診した医療機関および診断名を記入して下さい。

* 受診の結果、内服薬が処方された場合は、内服薬状況欄に処方された内服薬の種類を書いて下さい。

* 発熱や症状がある場合は、速やかにかかりつけの医師または一般医療機関を受診して下さい。また、その結果を学生担当教員に連絡して下さい。

● 沖縄県立看護大学 TEL: 098-833-8800, FAX: 098-833-5133,

メール: (学務課担当) fukurijimu@okinawa-nurs.ac.jp, (総務課担当) kyuyo@okinawa-nurs.ac.jp

新型インフルエンザ等 発生届(学生用)

学務課
保管番号

氏名 :		発病時情報収集日		
(学籍番号 :		平成 年 月 日	時	記入者氏名 :

発病者から収集する情報

発熱	平熱より高いか、または、腋下温37.5°C以上の発熱	なし	あり	あり	いつから?	月	日	時頃から
発病時の症状	ア. 関節/筋肉痛、イ.倦怠感/疲労感、ウ.頭痛、エ.咳/鼻汁/くしゃみ、オ.喉の炎症/咽頭痛	なし	あり	あり	いつから?	月	日	
身近な人（家族、友人など）のインフルエンザ等医療機関の受診（うがい、手洗いの励行、マスクの装着）	なし	なし	あり	していない	主な症状?	ア.	イ.	ウ. エ. オ.
インフルエンザ等簡易検査結果*	A型	陽性	陰性		ケア上の注意喚起	ア.	イ.	ウ. エ. オ.
抗ウイルス薬の処方	なし	あり			受診を促す	新型インフルエンザ等対応マニュアル（学生用）参考照		
解熱剤の使用	なし	あり						
外出自粛	していない	している				自宅待機、外出自粛を強く推奨する		

* 発病から数時間後の検査では偽陰性が起こりやすい、またB型陽性ならばA型（新型）ではないことを意味します。

濃厚接触者（学生、教職員、施設職員、患者）との濃厚接触	連絡先を知っている	連絡してもらう
	連絡先を知らない	連絡してもらわざるを得ない

連絡してもらわざるを得ない	連絡してもらう
大学側で対応	連絡してもらわざるを得ない

◎本発生届は、学生からの新型インフルエンザ等の発生状況を正確に把握し、危機対策本部で休校等の判断を行う資料として活用します。学生担当教員は、本発生届を用いた学生指導後、学部長ならびに学生部長、学務課担当者へメール添付なお、学生担当教員が当該学生への指導と情報確認ができない場合はその理由を所属する年次部会の部会長（学年担当主任教員）にメールで報告します。これを受けたて、部会長が代わりに本発生届を学部長ならびに学生部長へメール添付で提出します。

新型インフルエンザ等 発生届（教職員用）

発病者氏名 :	大学側情報収集日			記入者氏名 :
	平成 年	月	日	
発病者から収集する情報				
平熱より高いか、または、腋下温37.5°C以上の発熱	なし	あり		いつから？ 月 日 時頃から
発病時の症状 ア. 関節/筋肉痛、イ. 倦怠感/疲労感、ウ. 頭痛、エ. 咳/鼻汁/くしゃみ、オ. 喉の炎症/咽頭痛	なし	あり		いつから？ 月 日
身近な人（家族、友人など）のインフルエンザ等罹患	なし	あり		主な症状？ ア. イ. ウ. エ. オ.
医療機関の受診（必ず事前に電話連絡）	していない			ケア上の注意喚起 新型インフルエンザ等対応マニュアル（学生用）参考
インフルエンザ等簡易検査結果 *	A型	陽性	陰性	受診を促す
抗ウイルス薬の処方	なし	あり		判定日： 月 日 時頃※
解熱剤の使用	なし	あり		服薬開始： 月 日頃
濃厚接触者への連絡（発熱1日前からの大学関係者との濃厚接触）	済み	未		服薬開始： 月 日頃
				連絡先を知っている 連絡先を知らない
				連絡してもらう 大学側で対応
				↓ 済・未

* 発病から数時間後の検査は偽陰性が起こりやすい、またB型陽性ならばA型（新型）ではないことを意味する

※作成後、教員については学部長及び総務課長に、職員については、事務局長及び総務課長に原則としてメールで提出する。

V 図書館班

附属図書館感染対策マニュアル

項目	通常時	学内外での感染が広がり、利用者からの感染の恐れが高まった段階
利用者への広報・必要物品の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 図書館内にインフルエンザ等ウイルスやノロウイルス感染への対策として手洗いを励行する掲示を行う。 ② 図書館出入り口に手指用速乾性消毒剤を設置する。 ③ トイレに、液体石けん、手指乾燥機を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 図書館内にマスク着用を励行する掲示を行う。 ② 館内にも手指用速乾性消毒剤を設置し、手指消毒を励行する掲示を行う。 ③ 嘔吐した者が出た場合は、図書館スタッフに知らせるよう掲示する。
図書館利用の制限	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記の方は図書館利用を遠慮いただくよう入口と内部に掲示する。 <ul style="list-style-type: none"> ・発熱している方 ・嘔吐や下痢の症状がある方 ・所属する学校や職場、家庭でウイルス感染が流行している方 ② 図書館スタッフは体調不良者の有無に気を配り、発見した場合は退館を促す。 	
県内関連施設への通知		<ul style="list-style-type: none"> ① 上記の図書館利用を遠慮いただくについて、ホームページに掲載する。
図書館員の対応	<ul style="list-style-type: none"> ① 図書館員は日ごろから体調に注意しておく。感染症に罹患した可能性があるときは、勤務を控えるなどの、対応を検討する。 ② 嘔吐物処理の手順を確認しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 図書館員はカウンター業務を行う時にマスクを着用し、こまめな手指消毒を心がける。 ② 感染の拡大につながりやすい箇所を適宜消毒する（カウンター、出入り口のバー、返却された本など）。 ③ 症状がある場合は速やかに同僚と監督権者に報告し、勤務を控える。 ④ 流行時には学内外の流行状況や図書館員の罹患状況などに注意し、休館措置の実施について日々検討する。
休館時		<ul style="list-style-type: none"> ① 大学ホームページおよび図書館前に休館および期間を掲示する。 ② 図書館業務は、図書の返却を含め全て停止する。

VI 事務局班

事務局班マニュアル

1. 感染及び感染拡大防止に必要な物品の調達及び配備に関すること
別紙1のとおり
2. 休校等に係る教職員への緊急連絡に関すること
緊急連絡網（教員用・事務局用）による。
3. 休校期間中の施設・設備の保安管理に関すること
別紙2のとおり
4. 大学閉鎖中の中止できない業務の実施に関すること
 - 1) 県民の権利行使への対応として、各種証明書の発行事務の実施体制を確保する。
 - 2) その他は原則停止とする。
5. 国・県及び関係団体との連絡調整に関すること
 - 1) 沖縄県看護協会
看護教員養成講習会の実施に関する連絡調整
 - 2) 県内大学
情報交換

感染防止対策物品の調達・配備計画

物品名	備蓄目標	用途	調達責任者
マスク	1,000枚	体調不良者（保健室にて初回に限り交付）、実習時（施設によるマスク着用の指示ある場合に限る。）	学務課長
手指消毒液	20本	構内1階出入り口、トイレ前	総務課長
アルコール消毒液	10本	図書館カウンター、会議用テーブル、ドアノブ等の消毒	総務課長
プッシュ式液体石けん	各トイレ	トイレにおける手洗い	総務課長
消毒用エタノール (拭き取り用)	10本	教育管理棟(3) 研究・福利棟(3) 図書館(2) 体育館(2)	総務課長